

障害のある学生への合理的配慮と修学支援

佐々木 銀河（筑波大学 人間系 准教授）

講師略歴

博士（障害科学）。筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリア（DAC）センター助教、准教授を経て、2019年10月より現職。専門は障害学生支援で、筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局の業務推進マネージャーとして、障害学生支援業務のマネジメントを担当している。また、教育関係共同利用拠点「ダイバーシティ&インクルージョン教育拠点」の運営委員およびスタッフとして、全国の大学等への障害学生支援に関する普及啓発もと取り組んでいる。主な著書（いずれも共著）に、『よくわかる！大学における障害学生支援』（ジアース教育新社、2018）『合理的配慮ハンドブック：障害のある学生を支援する教職員のために』（日本学生支援機構、2018）。2022年4月科学技術分野の文部科学大臣表彰 科学技術賞（理解増進部門）を受賞。

プログラム概要

2024年4月から改正障害者差別解消法が施行され、私立大学等においても合理的配慮の提供が義務となります。近年、障害のある学生からの合理的配慮の申請は多岐にわたっており、コロナ禍の影響を受けて合理的配慮として対面授業をオンラインで受講したいなどの申請も少なくありません。

このプログラムでは、障害学生への合理的配慮や修学支援について基本的な原則や検討プロセスを紹介します。グループワークにより、障害学生からの申し出事例を講師から提供し、合理的配慮の検討を参加者同士で行います。また、筑波大学で制作する発達障害のある学生を想定した仮想事例動画を用いて、参加者同士で学生のみたてや対応方法の検討も行います。これにより、個別具体的な学生像を共有した上で各学校における現状や対応状況なども共有する機会になればと考えております。

なお、このプログラムでは身体障害から発達・精神障害までを取り扱います。

準備物・事前課題

プログラム中に、QRコードやURLを示し、スマートフォンやパソコンで反応を求めることがあるので、ネット接続可能な端末があればお持ちください。なくても問題なく参加できます。また、可能であれば、自校の障害学生支援、合理的配慮の提供プロセスについて調べておくことを推奨します。

主な受講対象者

- ・授業担当教員
- ・障害学生支援に関係する教職員、関心のある教職員

到達目標

1. 改正障害者差別解消法の施行による変化を説明することができる。
2. 障害学生への合理的配慮において踏まえるべき7つの観点を説明することができる。
3. 合理的配慮の検討が必要な障害学生に対して、対応方法を1つ以上、提案することができる。
4. 障害学生への組織的な対応について、自校の課題を説明することができる。